

件名

信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第一百三十二条第一項第五号ニ、第一百三十三条第三号ハ並びに第一百三十五条第一項及び第二項の規定に基づき、信用金庫法施行規則第一百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(別紙様式第六号)

(別紙様式第六号)

(別紙様式第六号)

四 田 滝

四 田 滝

(第一面) [略]

(第一面) [同左]

(第一面) [同左]

(第二面)

(第二面)

(第二面)

(単位：百万円、%)

(単位：百万円、%)

項目番号 (国際 様式 (LR2) の該当番 号)	当期末	前期末	四 田 滝	
			四 田 滝	
[略]				

(注)

〔1〕～〔4〕 略

〔5〕 単体レバレッジ比率

〔a～c 略〕

d 積番 26 「適用する所要単体レバレッジ比率」には、三ノペーセント（レバレッジ比率告示第五条第一項において適用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定の適用があるときにおける、三・一五パーセント）を記載すること。

e 積番 27 「適用する所要単体レバレッジ・バッファーレバレッジ比率」には、自己資本比率告示第三一条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率（レバレッジ比率告示第五条第一項において適用するレバレッジ比率告示第二条第一項ただし書に規定するときにおける、〇・〇五ペーセントを加えて得た比率）を記載すること。ただし、連結レバレッジ比率を算出している場合における、記載することを要しない（この場合には、当該項目の行を削除することができる）。

〔6〕 日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率

a レバレッジ比率告示第五条第一項において適用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定の適用があるときに限り、記載することとし、当該規定の適用がない場合には、この項目に係る行の全体を削除することができる。

b [略]

〔7〕・〔8〕 略

(別紙様式第六号)

(別紙様式第六号)

(別紙様式第六号)

四 田 滝

四 田 滝

(第一面) [略]

(第一面) [同左]

(第一面) [同左]

(第二面)

(第二面)

(第二面)

(単位：百万円、%)

(単位：百万円、%)

項目番号 (国際 様式 (LR2) の該当番 号)	当期末	前期末	四 田 滝	
			四 田 滝	
[同左]				

(注)

〔1〕～〔4〕 同左

〔5〕 [同左]

〔a～c 同左〕

d 積番 26 「適用する所要単体レバレッジ比率」には、三ノペーセント（レバレッジ比率告示第五条第一項において適用するレバレッジ比率告示第二条第一項ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合における、当該比率）を記載すること。

e 積番 27 「適用する所要単体レバレッジ・バッファーレバレッジ比率」には、自己資本比率告示第三一条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率を記載すること。ただし、連結レバレッジ比率を算出している場合における、記載することを要しない（この場合には、当該項目の行を削除することができる）。

〔6〕 [同左]

a レバレッジ比率告示第五条第一項において適用するレバレッジ比率告示第二条第一項ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り記載することとし、当該比率を適用しない場合における、この項目に係る行の全体を削除することができる。

b [同左]

〔7〕・〔8〕 同左

(第三面) [略]

(第四面)

(第三面) [同左]

(第四面)

項目番号 (国際 様式 (LR2) の該当番 号)	項目	(単位：百万円、%)	
		当期末	前期末
【略】			
(注)			
(1)～(4) 略			
(5) 連結レバレッジ比率 〔a～c 略〕			
d 項番 26 「適用する所要連結レバレッジ比率」には、三パーセント（レバレッジ比率告示第七条第六項の規定の適用があるときには、三・一五パーセント）を記載すること。			
e 項番 27 「適用する所要連結レバレッジ・バッファー比率」には、自己資本比率告示第十九条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率（レバレッジ比率告示第二条第一項ただし書に規定するときには、当該比率に〇・〇五パーセントを加えて得た比率）を記載すること。			
(6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率			
a レバレッジ比率告示第七条第六項の規定の適用があるときに限り、記載することとし、 <u>当該規定の適用がない場合には、この項目に係る行の全体を削除することができる。</u>			
b 【略】			
〔7)・(8) 略〕			
■ 標印 標印の〔 〕の記載せぬ場合は、 記載せぬ場合は、			

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和六年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、この告示の適用の日以後に終了する事業年度に係る説明書類又は同日以後に終了する半期若しくは四半期に係る事項の開示について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類又は同日前に終了した半期若しくは四半期に係る事項の開示については、なお従前の例による。